

「令和5年度新宿御苑で使用する電気（NO.1 及び NO.2）の調達」に対する質問への回答について

	質問	回答
1	<p>【燃料費調整額について】</p> <p>落札者となった場合の燃料費調整単価の適用に際し、仕様書(10)その他オの記述内容ですと一般送配電事業者（東京電力パワーグリッド株式会社様）の定めている最終保障供給約款に準ずるべきなのか、あるいはみなし小売電気事業者（東京電力エナジーパートナー株式会社様）の定める標準供給条件（電力供給約款）に準ずるべきなのか、判断できかねております。</p> <p>上記のどちらで想定されているのかをご教示くださいませ。</p>	<p>一般送配電事業者(東京電力パワーグリッド株式会社)の定める電気最終保障供給約款を想定しています。</p>